

群馬県いじめ再調査委員会 報告書

公表版

令和6年2月24日

群馬県いじめ再調査委員会

※本書は、お亡くなりになった生徒のプライバシー等に配慮し、当委員会が公表しても差し支えないと判断した内容のみを公表するものです。

目次

	頁
第1章 事案の概要及び調査の経過	1
第1節 事案の概要	1
第2節 基本調査及び詳細調査	1
(1) 県立高等学校による基本調査	1
(2) 群馬県いじめ問題等対策委員会による詳細調査	1
第3節 群馬県いじめ再調査委員会	2
(1) 設置	2
(2) 委員	2
(3) 諮問	2
(4) 再調査計画	3
第4節 審議の経過及び再調査内容	4
(1) 審議の経過	4
(2) 再調査内容	4
第2章 再調査結果で認定した事実	5
第1節 当該生徒の死に対する影響	5
(1) 当該生徒の死に対する飼い猫の死の影響について	5
(2) 当該生徒の死に対するいじめの可能性のある行為の影響	5
第2節 学校の指導体制が与えた影響	7
(1) 予餞会の配役を巡るトラブルの事案について学校の指導体制に対する問題点	7
(2) 平成29年11月の遺族の学校訪問	8
第3節 まとめ	9
第3章 提言	10
第1節 再発防止に向けた具体的な提言	10
(1) ICTを活用した校内現職研修⇔県教委担当部局	10
(2) 研修査察チーム	10
(3) 生徒と係る関係機関への具体的な提言	10

第1章 事案の概要及び調査の経過

第1節 事案の概要

平成31年2月1日（金）午後6時50分頃、県立高等学校（以下「本件高校」という。）2年に在籍していた女子生徒（以下「本件生徒」という。）が、上毛電気鉄道大胡―樋越間の踏切で西桐生発中央前橋行き上り電車にはねられ、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。

当該事案に関して、群馬県いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項に基づき再調査を行った。

第2節 基本調査及び詳細調査

(1) 本件高校による基本調査

事案発生後、本件高校において、法第23条第2項及び文部科学省が策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく基本調査が実施された。

① 調査期間

平成31年2月1日（金）～3月31日（日）

② 調査内容

- ・遺族、教職員、同級生からの聞き取り
- ・遺族から提供されたメモ、手紙等についての確認
- ・指導記録等の確認

③ 調査結果

本件生徒がフラワー装飾技能士検定の試験を控え授業が辛いと感じていた時期があったこと、学校行事を巡るクラスメートとのトラブルの中で一部の言動にいじめに該当する行為が確認されたことなどが報告された。

また、本件生徒が亡くなったことと基本調査で把握できたことの因果関係の有無を判断するには、専門的な観点から、更なる調査が必要であるとの考えが示された。

(2) 群馬県いじめ問題等対策委員会による詳細調査

県教育委員会では、本件高校からの報告を受け、本件を法第28条第1項に掲げる重大事態として対処することとし、事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、本件高校の設置者として詳細調査を行うことを、平成31年4月10日（水）に開催した臨時教育委員会会議で決定した。

重大事態に係る調査審議に当たっては、群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、県教育委員会が附属機関として設置する群馬県いじめ問題等対策委員会（以下「対策委員会」という。）で行うこととされており、また、第三者による調査を希望する遺族の意向も踏まえ、同月24日（水）に開催した第1回対策委員会で県教育委員会からの諮問を受け、調査を実施した。

① 調査期間

平成31年4月24日（水）～令和2年11月30日（月）

② 調査内容

- ・基本調査結果の検証、関係資料の収集

- ・遺族、教職員、同級生、中学友人等、医療機関、県教育委員会からの聞き取り
- ・同級生、高校部活動生徒へのアンケート調査

③ 調査結果

予餞会配役を巡る同級生の悪口をいじめと認定（基本調査で認定されたものと同じ）。その他にいじめと認定したものはなかった。

本件生徒の自死の要因については、いじめと認定された事実による苦痛の影響があったとしても自死の要因としては主要なものではなく、いじめと認定されなかった事実についての苦痛の影響やその他の要因の影響も認められる、などの報告であった。

また、調査結果では本件高校の自死やいじめに対する備えや具体的な対応について少なからぬ問題点が見いだされ、これを踏まえた関係者への提言も示された。

第3節 群馬県いじめ再調査委員会

(1) 設置

法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議するため、条例第12条の規定により、知事の附属機関として平成27年に設置。

(2) 委員

区分	氏名	備考（令和4年8月1日現在）
委員長	八島 禎宏	学校法人 作新学院 小学部長
委員長職務代理	矢田 健一	弁護士法人 群馬中央法律事務所 弁護士
委員	服部 徳昭	公益社団法人 群馬県医師会 理事
委員	杉山 雅宏	学校法人 渡辺学園 東京家政大学 教授
委員	尾方 仁	一般社団法人 群馬県社会福祉士会 副会長
臨時委員	山田 穂子	いのちのミュージアム群馬実行委員会 代表

※任期：令和2年8月1日～令和6年7月31日（令和4年8月1日に再任）
（臨時委員の任期は、委嘱日から委嘱に係る事案の調査審議終了まで）

【臨時委員の委嘱】

令和3年3月26日（金）に遺族から山田穂子氏を臨時委員に推薦する旨の要望があった。県は、推薦された山田穂子氏と面談を行い、御自身の御子息を亡くされたことによる遺族としての経験や、いのちのミュージアム群馬実行委員会代表としての知見が適切な再調査に資すると考えられ、また、中立性・公平性の観点上の問題も無いと確認できたことから、臨時委員に委嘱した。

(3) 諮問

県教育委員会から県へ令和2年12月15日（火）に群馬県いじめ問題等対策委員会調査結果報告書が提出され、令和3年3月26日（金）に遺族から再調査を要請する旨の書面が提出された。当該書面の内容を踏まえた上で県として再調査の必要性を検討した結果、再調査の実施を決定し、同年7月29日（木）に再調査委員会に諮問した。

【諮問事項】

- ・群馬県いじめ問題等対策委員会の行った、平成31年2月1日県立高等学校生徒死亡事案の調査結果について検証を行うとともに、遺族が要請している事項についての調査審議を求める。

(4) 再調査計画

遺族から提出された要望等を踏まえた上で審議を重ね、再調査計画（案）を策定した。

令和3年12月11日（土）に再調査計画（案）を遺族に説明するとともに、意見交換を行った。その後、同年12月22日（水）に遺族から再調査計画（案）に対する要望書が送付され、当該要望を踏まえて再調査計画（案）の修正を審議し、遺族へ修正案を送付した。その後も令和4年1月26日（水）、同年2月24日（木）に遺族から再調査計画（案）についての要望書が送付され、その都度修正について審議し、遺族へ修正案を送付した。同年4月19日（火）に遺族から再調査計画案へ了承をいただき、同年5月14日（土）に開催した第8回再調査委員会において、以下のとおり再調査計画を決定した。

① 再調査の目的について

- ・ 県教育委員会調査結果報告の検証
- ・ 遺族が要請している事項についての調査審議

② 調査主体について

- ・ 「群馬県いじめ再調査委員会」により調査を実施（条例第13条第1項）
- ・ 委員：八島委員長、矢田委員、服部委員、杉山委員、尾方委員、
山田臨時委員

③ 調査期間について

- ・ 本年末を目途に何らかの形で報告が行えるよう、調査審議を進める。

④ 再調査事項について

- ・ 当該生徒の死に対する飼猫の死の影響について
- ・ 予餞会の配役を巡るトラブル時に「死ねばいいのに」と言われたと訴えた件について及び当該発言や予餞会関係の既に認定されたいじめと死との因果関係について
- ・ 27枚のメモや当該生徒が言われた悪口や陰口について及びそれらの中にいじめとして認定できるものがあればそれらと死との因果関係について
- ・ 平成29年11月御遺族学校訪問時のいじめ相談に対する学校の対応について 等

⑤ 再調査方法について

- ・ 県教育委員会調査結果報告の各調査資料を精査

⑥ 調査結果の提供について

- ・ 御遺族に対し、再調査報告書全文（非開示情報を除く）を提供するとともに説明を行う。
- ・ 再調査報告書及び調査票等の原本の取扱については、群馬県個人情報保護条例等に従って対応する。
- ・ 報道機関への公表は、御遺族が調査結果の内容を確認した後に、御遺族と協議する。

⑦ その他

- ・ 本計画は再調査の進捗に伴い見直すことがある。

第4節 審議の経過及び再調査内容

(1) 審議の経過

日時	場所	備考
R3. 7. 29 (木) 14:00～15:00	男女共同参画センター	諮問、第1回委員会
R3. 10. 16 (土) 14:00～16:20	県庁	第2回委員会
R3. 11. 20 (土) 16:00～18:20	県庁	第3回委員会
R3. 12. 11 (土) 17:00～19:00	県庁	第4回委員会、遺族説明(再調査計画案)
R4. 1. 15 (土) 16:30～18:40	県庁	第5回委員会
R4. 2. 19 (土) 14:30～16:00	県庁	第6回委員会
R4. 4. 9 (土) 9:00～11:05	県庁	第7回委員会
R4. 5. 14 (土) 17:00～19:30	県庁	第8回委員会
R4. 6. 18 (土) 17:00～18:25	県庁	第9回委員会
R4. 7. 25 (月) 14:00～15:50	県庁	第10回委員会
R4. 8. 19 (金) 9:30～12:20	本件高校	関係資料の閲覧
R4. 9. 3 (土) 16:00～18:00	県庁	第11回委員会
R4. 10. 29 (土) 10:00～12:05	県庁	第12回委員会
R4. 11. 26 (土) 9:30～11:40	県庁	第13回委員会
R5. 1. 28 (土) 10:00～11:50	県庁	第14回委員会
R5. 2. 25 (土) 9:30～11:10	県庁	第15回委員会
R5. 3. 25 (土) 16:30～18:00	県庁	第16回委員会
R5. 4. 22 (土) 14:00～15:45	県庁	第17回委員会
R5. 5. 27 (土) 9:00～11:00	県庁	第18回委員会
R5. 6. 17 (土) 9:30～11:10	県庁	第19回委員会
R5. 7. 22 (土) 16:30～18:35	県庁	第20回委員会
R5. 9. 9 (土) 16:30～18:30	県庁	第21回委員会
R5. 10. 21 (土) 16:30～18:35	県庁	第22回委員会
R5. 11. 25 (土) 9:30～10:50	県庁	第23回委員会
R6. 1. 27 (土) 9:30～11:35	県庁	第24回委員会
R6. 2. 1 (木) 12:30～13:50	県庁	第25回委員会、遺族説明(再調査結果)
R6. 2. 24 (土) 9:30～10:30	県庁	第26回委員会

(2) 再調査内容

再調査委員会では下記のとおり再調査を実施した。

- ① **県教育委員会調査結果報告の各調査資料の確認**
 県教育委員会調査結果報告の各調査資料をもとに、再調査委員会内で再調査事項について検証、審議
- ② **本件高校を訪問し、関係資料を閲覧**
 実施時期：令和4年8月19日(金) 9時30分から12時20分まで
 訪問委員：八島委員長、矢田委員
 調査内容：本件高校に保存されていた関係資料を閲覧
- ③ **遺族への聞き取り調査**
 実施時期：令和5年2月3日(金)
 調査内容：当初、対面での聞き取りを予定していたが中止となり、再調査事項に関する質問を記載した書面を遺族へ送付したが、回答はいただけなかった。

なお、基本調査、詳細調査の中で十分な聞き取りやアンケートが行われていることと、事案発生から時間が経過し記憶の変容が起こっている可能性が高く事実から離れてしまうことが危惧されることにより、再調査としての同級生等への聞き取り調査やアンケートは実施しなかった。

第2章 再調査結果で認定した事実

第1節 当該生徒の死に対する影響

(1) 当該生徒の死に対する飼い猫の死の影響について

① 「検証した結果」

修学旅行当日に長年飼っていた猫が死んでしまった直後は精神的なショックも大きかった様子がかがえるが、その後遺族聞き取りからも特に飼い猫の死についての目立った言動はなく家庭生活や学校生活は落ち着いたものと考えられる。

しかし、平成31年1月15日の猫のお墓前での転倒がきっかけとなり、「飼い猫が死んだのは自分のせいである」との考えが当該生徒の中で徐々に大きくなってきたものと考えられる。

当該生徒にとって飼い猫の死は非常に大きな出来事であり、自死行為の直接的な要因になったものと考えられる。

(2) 当該生徒の死に対するいじめの可能性のある行為の影響

① 予餞会のトラブル

ア 再調査委員会の見解

対策委員会の事実認定を精査した結果、本件生徒に誰がどのように「死ねばいいのに」と言ったかどうかを明らかにすることはできなかった。しかし、「なんであいつなん」「ちがくない」等、本件生徒を非難する悪口を言っていた事実等その他の発言により、本件生徒が心身の苦痛を感じていたことは事実であり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする「いじめ」の定義に照らし合わせると「いじめ」であると認定できる。

よって、再調査委員会もこの点については対策委員会の見解と同じである。

イ 認定されたいじめと死との因果関係

(7) 再調査委員会の見解

再調査委員会も、いじめと自死との直接的な因果関係を肯定的にとらえることはできなかった。

本件生徒に誰がどのように「死ねばいいのに」と言ったかどうかを明らかにすることはできなかった。

確かに、本件生徒はクラスメートとのコミュニケーション関係作りに悩んでいたことは容易に推察可能である。学校には様々な考えを持つ生徒がいる。そこでは、例えば、高校生活の様々な局面で、「ハダカデバネズミに似ている」「目が大きくて気持ち悪い」等のような非難、悪口などととらえることが可能である強い刺激に本件生徒はさらされながら生活することを余儀なくさせられてきた可能性は否定できない。つまり、予餞会時の仲間からの悪口は強い刺激の1つとして考えることができる。そのことは本件生徒が苦しんでいた背景の1つとして考えることができる。ただし、そのことのみが本件生徒の自死の直接の要因であると断定するまでには至らないだろう。しかし、予餞会時の仲間からの悪口の一部は「いじめ」と認定でき、本件生徒に精神的な苦痛を強めたといえる。したがって、本件生徒の自死に大きな影響を与えた可能性までも否定することはできないと考える。

ウ 予餞会トラブルと自死との関係

予餞会の配役を巡るトラブルで、他の生徒が本件生徒に「死ねばいいのに」と悪口を言ったか否かについて、対策委員会も再調査委員会も、これを明確に証言する生徒がいないことから認定には至らなかった。

本件生徒と他の生徒との関係性に微妙な距離があり、本件生徒が学校内で孤立感を抱く温床があったとの推察は可能である。教室内での人間関係はこの時だけのものではなく流動的である。今までの様々な場面でのかかわり、クラスメートからの刺激の蓄積の中から構築される。本件生徒は他の生徒との関係性がやや希薄であるがゆえ、こうした人間関係トラブル(予餞会トラブル)が生じることがおおいに予想される。そのような観点から、本件生徒が教室内で孤立気味であったことは否定できないだろう。

上記人間関係のトラブルによるストレスが、自殺を後押しする可能性のある背景要因の1つになっていた可能性までも否定することはできない。

予餞会の配役を巡るトラブルについては誰からどのような内容の発言をされたのか、当時の教職員の調査が不十分であるため、その詳細を把握することができないのは残念でならない。本件生徒以外の生徒からの証言をもとに本事実関係を認定せざるを得なかった、当時の学校の対応の甘さは反省すべきであると言わざるを得ない。教職員ひとり一人が、教室の中の生徒の声に耳を傾けるべきであった。

② 27枚のメモから読み取れる事情

ア 本件生徒が残した27枚のメモの内容と再調査委員会の認定

(ア) いじめがあったと認定される可能性のあるメモ

複数のメモは、本件生徒に対していじめがあった可能性をうかがわせる。

イ 自死との関係

27枚のメモのなかで作成時期が特定できるものは、平成29年9月から10月ころであるが、自死に至ったのが平成31年2月であること、27枚のメモと自死とを関連を伺わせる資料もないことなどを考慮すれば、27枚のメモに記載された事情が直接自死に結びつくことは認定できない。

しかしながら、本件生徒が強い精神的苦痛を感じていたことは容易に推測され、本件生徒の自死に影響を与えた可能性は否定できない。

③ その他、いじめの可能性のある行為

ア 予餞会のトラブルと27枚のメモ以外の事情

(ア) 悪口・陰口

a 再調査委員会の認定

悪口・陰口の内容は明確ではない。しかし、本件生徒が悪口・陰口を言われていた様子を見たり、聴いたりしたことが複数回答・聴取されている。

そして、これらは利害関係のない同級生の回答や対策委員会の直接聴取の結果であって、その内容の信頼性は高い。

したがって、悪口・陰口をいわれるといういじめを受けていた可能性は高い。

b 対策委員会の認定

対策委員会は、悪口・陰口があった可能性は認定したが、いじめであると認定はしていない。

しかしながら、再調査委員会としては、上記のとおり悪口があった可能性は高く、いじめがあった可能性は高いと考える。

(イ) 態度

内容が不明確であり明確な判断はできないが、いじめと認める余地が全くないわけではない。

イ 小括

したがって、予餞会のトラブルや27枚のメモの内容の他に、本件生徒に対する悪口・態度などは、本件生徒に対するいじめと認定することが可能な事実である。

(7) 予餞会のトラブルと27枚のメモ以外の事情が自死に与えた影響

例えば同級生のアンケート回答は対象生徒2年在籍当時のことであって、自死の時期に近い時期の出来事であることや、第三者である生徒にも聞こえるような態様であったことなどを考慮すれば、本件生徒の自死に与えた影響は、大きなものであった可能性は否定できない。

第2節 学校の指導体制が与えた影響

(1) 予餞会の配役を巡るトラブルの事案について学校の指導体制に対する問題点

① 再調査委員会からの意見

予餞会の配役を巡るトラブルについて、本件生徒への指導を巡る教職員の関わりについて、全般的に生徒の実態にあった指導体制が構築・展開されていたのかどうかということについて考察した。

特に、予防的な指導体制が構築されていたのかについてはやや疑念を抱いている。

本件生徒の心情に寄り添うという視点から、再調査委員会としての意見を整理する。

ア 本件生徒が「死ねと言われた」ということについて、対策委員会の報告書でも、「当時の教職員の調査が不十分である」と記載されている。

イ 生徒から申し出があり、教職員Aが指導するという姿勢は、いわば当然のことでもあると思う。しかし、偏差値で輪切りされ、学力的にもそれほど高くない生徒が集まりがちな実業高校の実情（全般的な学力・知識・理解度・態度・意欲などの課題を抱え、教師が生徒指導に苦労している）を考慮した時に、こうした問題を未然に防げるような予防的な日ごろの指導をどの程度実践されていたのかは疑問の余地がある。

(7) 級長に立候補したというのは意外だったかもしれないが、本件生徒は「中学の時にいじめられた」という証言がある。事前情報ではノーマークの生徒であったかもしれないが、傷つき体験など過去に何か困難な経験に遭遇したことがあったため、高校入学後やり直しをしようと、積極的に（ともすれば無理をして）手をあげている（立候補している）かもしれないという教員側からのもう少し丁寧なアセスメントもできたかもしれない。

(4) 課題集中校である実業高校（実業高校全般にいえる）の実情を考えれば、

役割決めや行事等で積極的に役を引き受ける生徒が少ないことは容易に想像できる。そうした中で、決めごとの際、積極的に手をあげる生徒が、真面目ぶっているとの理由でいじめやいじりのターゲットになる可能性があることを教師は予測できなかつただろうか。

- (ウ) 仮に、予測ができていれば、こうした生徒の方が、集団生活の中で、いじめられる（いじられる）可能性があるということで、逆に、そうした生徒を守るための予防的指導体制（支援体制）の構築を模索するきっかけになったかもしれない。
- (イ) 実業高校における日々の学習指導、生徒指導の困難な状況を考慮すると、上記課題解決は理想論かもしれない。しかし、今回のような大きな問題が発生してから対処するというのではなく、日々の学校生活の中で小さな問題を起こさない、見落とさないような生徒指導・教育相談体制の構築は、喫緊の課題である。専門教科の教員は、限られた高校を異動するのみである（例えば、実業高校であれば実業高校のみの異動）ため、教員同士がなれ合いになる可能性もある。実業高校では校内においてもセクト主義が強く、他学科の指導に関心を持ちにくい環境にある（教科指導でかかわる生徒が限られているため、自分が所属する学科生徒にはたいへん熱心である）。また、普通教科の教員は、実業高校における実技指導を中心とした指導体制になじむのに時間を要し、普通高校とは異なる校内での学習指導・生徒指導体制に適応するまでに相当な時間を要することもある。ゆえに、教員の気持ちのゆるみが起きやすい状況にあることは否定できない。今後は、教職員の根本的な意識変革も含め、こうした視点からの生徒支援体制の見直しも必要な時期に来ているのではないか。

(2) 平成29年11月の遺族の学校訪問

① 再調査結果

ア いじめについての相談は御両親からあったのか

管理職Aや教職員Aは、係る事案に対し傾聴しながら、丁寧に保護者の不安や苦情あるいは相談事を受容し共感すべきところをしなかったと結論づけることができる。先入観・固定観念あるいは常態化した教育相談体制の不備が挙げられる。次に、具体的にその理由を述べる。管理職Aは激昂される保護者が来た時には、「お子様は将来どうなさるんですか」と話題を振ると口になっている。これは、苦情や不安あるいは相談事に対し受容し共感的にまず話を聴くという態度からはかなりかけ離れ、優しい口調ではあるものの受容・共感的な傾聴の姿勢からは対角線にあるものといえる。保護者クレームには、「子どもの将来の話を持ち静かにさせる」と管理職A自身も口になっている。管理職A独自のクレーム処理のパターンを当てはめてしまったがゆえに、場をはぐらかされ、苦情や不安あるいは相談事を抱えた本件生徒の代弁者として「わが子がいじめられている」という御両親からの貴重な生の声を発する機会を奪った行為といえる。

この行為から導かれる結論は、「相談しようとしたがクレーム処理の管理職A独自の技法を駆使され相談には及ばなかった」となる。さらに、両親の聞き

取りの節で導き出された結論を論じたい。母親の証言には「反応しなかった」「流れた感じ」とある。「反応しなかった」との証言から、相対する管理職Aや教職員Aの表情や素振りを具体的に捉え表現しているものと判断できる。さらに「流れた感じ」という証言からは面会相談の推移を注意深く観察していたものと判断できる。以上のことから、父親と母親が平成29年11月2日(木)午前中に学校を訪ね、対応した管理職A及び教職員Aに対し「相談したのか」という問いに対し、いじめについて相談しようとしていたが主訴をずらされ、面談の始まりの段階からクレーム処理として対応されたために相談事として受け取られていなかったと結論付けることができる。少なくとも、両親は相談の意思はあったと認められる。

イ 当該高校の対応について

やはり、人ひとりの命が失われたという事実に対し、その命が失われる前に、真摯に・尊厳を持って向き合う姿勢あるいは態度があれば当該生徒の命は守れたと言えるのではないだろうか。本事案は、学校の管理下において「生徒の小さなシグナル発信への気付き・寄り添い・情報収集・校内委員会及び管理職への報告・全校体制での見守り・保護者報告並びに理解、学校いじめ対策組織による審議及び同組織による有力な手立ての策定及び実施・検証、県教委への報告並びに連携、専門機関へのリファー」等、通常行われているであろう相談体制が機能していれば、当該生徒の命は守れたものと思われる。

第3節 まとめ

飼い猫の死は自死の直接のきっかけに過ぎず、飼い猫の死だけが原因ではない。いじめを含む様々な要因が本件生徒にストレスとして働き、心理的苦痛を高め、飼い猫の死をきっかけとして本件生徒は自死をすることとなった。

本件生徒が教職員にいじめの相談をしたり、本件生徒の両親が相談をした際など、学校が生徒の異変に気づくべき機会があった。にもかかわらず、学校にはいじめ予防の指導体制が十分に構築されておらず、通常行われる相談体制が機能していなかった結果、本件生徒の異変に対して十分な対応をすることができなかった。学校の対応が適切であれば本件生徒の自死を回避できた可能性は十分にあった。

第3章 提言

これらを踏まえて、次のような提言をする。

第1節 再発防止に向けた具体的な提言

(1) ICTを活用した校内現職研修⇔県教委担当部局

群馬県内の県立高校(60校。中等教育学校含む。)で年計の基に企画招集された通常の定期研修会・会議あるいは緊急招集された研修会・会議で、テーマを「いじめ・ゲートキーパー・命の尊厳・社会規範等」の現職教育を実施する際、ICT機器をフルに活用し校内の研修会・会議会場と県教委の担当部局をWeb会議システム(Zoom等)で結び、研修・会議の内容を即時に双方向的に伝え合い緊張感を持って研修・会議に臨んでもらう。高校側と県教委側の双方は、実施された研修・会議を筆記媒体(紙ベースの綴り等)はもちろん電子媒体(PCあるいはPC周辺機器の記録媒体)に残す(5年間保存)。

県内には60校の県立高校があり、単純に考えて1校が年に10回研修会あるいは会議を開催したとなると600回となる。現実的に考えた場合、県教委の担当部局が年間600回分のWeb会議に参加することは不可能に近い。そこで、係る重大事態を抱えている高校を優先的につなぐとか他の理由から教育困難校であると考えられる高校とつなぐとか、現実的な対応策が必要と思われる。どちらにしても、研修会あるいは会議が“事務伝達会議”とならないよう、特に形骸化には細心の注意を払い実効性のあるものにしなければならない。

(2) 研修査察チーム

県教委のある部局に「研修査察チーム」を作り、各高校から事前に提出された年計を基に、ほぼ抜き打ち的に学校訪問をし、臨席することが考えられる。ここでも、前述したように係る重大事態を抱えている高校や教育困難校であると考えられる高校を優先的に査察することになる。念を押すが、事務伝達会議ではなく実効性のあるものになるよう高校と県教委の双方が緊張感を持って臨む姿勢を構築することこそが、再発防止になると肝に銘じなければならない。

なお、この研修査察チームは、いわゆる「合同訪問あるいは要請訪問」のチームとは別に編成する。もし、既成の訪問チームを活用するとなれば、それは当該高校が「学校いじめ対策組織(本件高校では「いじめ対策委員会」)」を編成・招集しなければならないのに既成の校務分掌レベルの対応しかなかったことの反省が活かされないことと同意になるからである。

(3) 生徒と係る関係機関への具体的な提言

① 外部専門家人材活用・アンケートの活用

解決困難な問題への対応を支援するため、弁護士や医師・元教員・警察官経験者、いじめ自死遺族あるいはいじめ自死遺族の会など、多様な人材を活用し体制を構築する必要がある。生徒の日常の関心事とかけ離れていても、体験者・経験者の発する「当事者の身近にいた関係者」としての言葉は生徒達の心に届

くと信じたい。教育問題が起こりがちな5月の連休前後や長期休業(夏休み)明けの9月に実施するのが有効であろう。あるいは、要配慮生徒の直接・間接的なSOSのシグナルを感じ取ったならば、間髪を入れず適宜実施することが肝要である。そのためには、普段から生徒達と本音で語り合える教育相談の時間と場所の確保・工夫が必要であることは自明の理である。他に、定期的・不定期的なアンケートの実施、あるいはQU(QUESTIONNAIRE-UTILITIES)に代表される「学級集団の状況を複数の教員で客観的に分析し、課題に対する手だてを明らかにしていくことができる調査」も客観性を得られるものとして有効活用してもよいものとする。

② 命の授業

再発防止に向けた最も大切なことは、「命の授業」である。授業者側の学校も受け手側の生徒も真摯に向き合わなければならないのが命の授業である。

生徒側に求められる姿勢は、命の授業を受け自分事としてこれまでを振り返り、責任ある未来を創造することが望まれることである。生徒一人ひとりが自身の心の奥底にある繊細な感情に気づき、自己と他者の人間関係を深め、時には反省し、自らの成長の証として自己変容を受け入れるのである。表面的な人間関係を気遣うだけでなく、真の人間関係を構築するためには己自身に問いかける時間を作り出す作業をしなければならない。

教える側の教師も人生の先達として心の機微に触れる触れ合いを学校教育のもとで展開するのである。命の授業とは、命の重みを理解することであり、教師が担う重大な責務であると認識しなければならない。教育の専門家としてその役割を果たすには、教師自らが命の問題への関心と「命の大切さ」の実感を深め、確かな教育理念に基づいた教育実践に徹することが期待されるのである。学校環境・地域家庭の環境・根差した歴史観等々の諸々の条件から命の授業に係る教材を見出しあるいは開発するのである。実践の場としては、保健体育の他に特別活動(LHR)・総合的な探究の時間・公共の授業における道徳教育などが挙げられるであろう。

さらに、視野を広げてみる。先行事例として挙げるならば、初等教育の6年間において多数の実践例としてあるウサギやヤギの飼育である。生き物を飼うということだけに終始せず、「生」に責任を持つというのがこの教育活動の根幹であると理解している。また、人権教育も命の教育を包括している。初等教育や中等教育の9年間においては、道徳や特別活動において「自己理解・他者理解を促しつつ、深い洞察を目的としたロールプレイング」を活用している例もある。具体的には、いじめの加害者・被害者・傍観者・観衆といった「いじめの4構造」のそれぞれに演者として児童・生徒を配置し、疑似体験を通して得られた気づきをシェアリングし、新たな行動変容を起こすことでいじめの理解と撲滅をねらいとした授業例もある。高校では、LHRでの実践例もある。

これらの再発防止に向けた提言を実効性のあるものにするには、最前線で生徒と向き合う教師にこそ時間的・物理的な「ゆとりの時間」の確保こそが急務となる。これは、高校一校の問題ではなく、県立高校を預かる県教委にも係る問題を共有し現場と歩調を合わせて「命の授業」の推進・現場教師のゆとり時間の捻出・実効性のある教育の実施と評価など早急にガイドラインを示さなければならない。

③ 「互いを認め、共に生きる」ために

日常生活の多くは、他者と触れ合う中で自らの存在を自認し、様々な活動を通して自己肯定感や自尊感情を育て、自己実現という高位の自我を確立していく。その際、集団で生活している以上何らかの意見の相違や感情の綻れがあることも事実である。これら「意見の相違」や「感情の綻れ」をただ排除すれば良いのかというと、それは違う。相違や綻れが生じてしまったと気付いたときは、違和感・感情の激高・悲しみ・喪失感・絶望感に襲われることもあろう。しかし、落ち着きを取り戻したならば、まずは現実を受け止め、自らの考えを分かってもらい努力をしつつ相手の考えを分かろうとする努力もまた必要なことであることに着目しなければならない。「自己理解」「他者理解」は、このような相違や綻れが生じた際に何とか関係修復を図りながら自分も相手の存在も認められるという学びをしているとも言える。このやり取りは対面でのものなので、言葉や文字だけでなく、「相手を見る」という視覚情報も活用している。あるいは、言葉にならないが相手から発せられるメッセージを受け取ることもできるし、相手に伝えることもできる。その総合的なリアルなやり取りがあるので、問題の把握・共有、解決策の提示、解決への実行、やり直しを含めた振り返りができる。結果的に、ある一定の期間で解決への方向付けが可能となる。

SNS(Social Networking Service)や掲示板に個人情報を書き込み、結果的にあるいは意図的に相手を誹謗中傷してしまうことも問題視しなければならない。相手と対峙していないので、心のブレーキが効かず狭い空間の中で快を得るこのやり方は、実は狭いどころかネット環境が整っているところなら全世界のどこでも閲覧することができてしまう。削除しなければ半永久的に残ってしまうのである。仮に削除して無かったことにしても、一度拡散してしまえば、收拾がつかないことになる。良心の呵責を覚えたときには、すでに後戻りできない状況になっているということを知らなければならない。特に、スマートフォンが当たり前になり個人持ちになっている現役の生徒諸君には喫緊の問題と真摯に受け止める勇気を持ってほしい。インターネット・リテラシーの啓発・啓蒙を軽んじてはならない。

最後に、「互いを認め、共に生きる」ために保護者・学校関係者・ひいては社会が心をひとつにし生徒一人ひとりを大切に見守ることを生徒諸君に約束す

ることで結びとしたい。具体的には、見守りの観点として次の二点を挙げたい。一つは、「心に危機を抱いてしまった生徒に気付く」ことである。そのためには、日常から信頼関係を築き、何か通常では見かけない微細な言動に気付く注意が必要である。信頼関係に裏打ちされた観察眼が必要なのである。二つ目は、言語的にも非言語的にも生徒が発する心の危機というシグナルに対し、躊躇せず声をかけることである。相談の窓口はいつも開いていることを生徒諸君に示してほしい。これら二つの見守りの延長線に「自殺予防」に対するゲートキーパーたる大人が存在する意味を成すのである。